



山元町

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

概要版



令和3年3月

山元町保健福祉課



1 計画の趣旨・位置付け

「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第88条第1項に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。

また、「児童福祉法」（第33条の20第1項）の一部改正により、策定が義務付けられた障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体的に策定することができる計画であることから、本町では第6期障害福祉計画と一体的に策定するものとします。

なお、本計画は国の指針や宮城県の「宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を基本とするとともに、本町の最上位計画である「第6次山元町総合計画」や「山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2期山元町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を図りながら障害者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。

	障害福祉計画 (本計画)	障害児福祉計画 (本計画)	障害者計画
根拠法	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)	障害者基本法 (第11条第3項)
内容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)	障害者施策の基本的方向性について定める計画

2 計画の期間

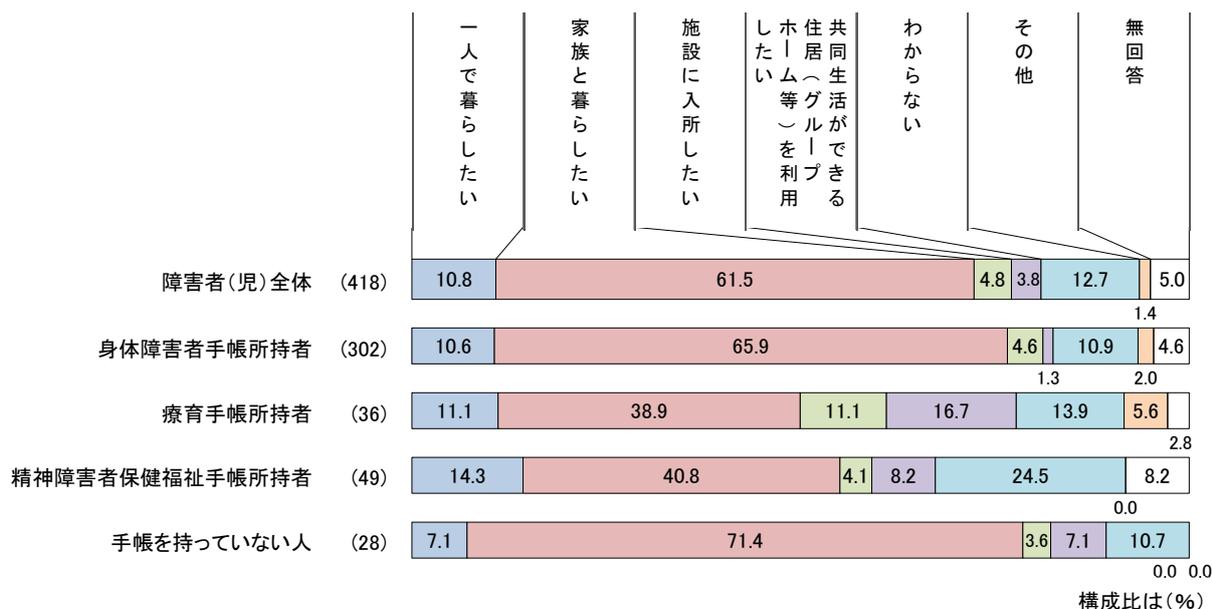
本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間として策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
山元町第2期障害者計画(6年間)						山元町第3期障害者計画		
山元町第4期障害福祉計画 (3年間)			山元町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (3年間)			山元町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (3年間)		

3 アンケート調査結果

今後の暮らし方について、「家族と暮らしたい」と多くの方が望んでいます。就労時に必要な配慮や支援については、「職場の人が障害を理解してくれること」が重要です。

今後希望する暮らし方



就労時に必要な配慮や支援について

※複数回答

調査数	障害者(児)全体 418人	身体障害者手帳所持者 302人	療育手帳所持者 36人	精神障害者保健福祉手帳所持者 49人	手帳を持っていない人 28人
職場の人が障害を理解してくれること	27.8	18.5	61.1	65.3	32.1
短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること	18.2	11.3	33.3	44.9	25.0
通勤手段(送迎)があること	17.9	12.6	47.2	28.6	21.4
職場に必要な介助や援助等が受けられること	14.1	7.9	41.7	36.7	14.3
就職前に、就職希望先で就労訓練や体験ができること	11.2	5.6	36.1	30.6	14.3
生活リズムや体調の管理、給料の使い方など生活面での相談ができること	10.3	4.3	47.2	26.5	7.1
職場にスロープや車いす用トイレ等必要な整備が整っていること	8.9	9.3	11.1	10.2	3.6
職場以外で仕事についての相談ができること	8.4	4.6	19.4	28.6	3.6
自宅でも職場と同じように仕事ができること	8.1	5.3	13.9	26.5	7.1
就職先になじむよう専門の人(ジョブコーチ等)の支援が職場で受けられること	7.9	3.0	27.8	22.4	14.3
その他	5.3	6.3	2.8	2.0	7.1
わからない	10.3	11.6	5.6	4.1	10.7
特に必要なことはない	21.8	26.2	2.8	6.1	14.3
無回答	23.9	26.8	11.1	12.2	21.4

構成比は(%)

4 成果目標

第6期障害福祉計画

★…本計画における重点施策

事項	本町の目標	国の指針
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ★		
令和元年度末時点の施設入所者数	16人	施設入所者の地域生活移行 →令和元年度末の施設入所者の 6%以上 を地域生活へ移行 施設入所者数の削減 →令和元年度末の施設入所者から 1.6%以上 を削減
地域生活への移行者数	3人 (18.75%)	
削減見込数	3人 (18.75%)	
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
保健・医療及び福祉関係者による市町村での協議の場の設置	1箇所	市町村ごとに協議会や専門部会などの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置
保健・医療及び福祉関係者による市町村での協議の場の開催見込数	1回/年	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催見込数を設定
保健・医療及び福祉関係者による市町村での協議の場への関係者の参加見込数	7人	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加見込数を設定
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実 ★		
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備し、年1回以上運営状況を検証及び検討
運用状況の検証・検討回数	2回/年	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
令和元年度の年間一般就労移行者数	0人	令和元年度実績の 1.27倍以上
目標年度における一般就労移行者数	2人 (-倍)	
令和元年度の就労移行支援事業の利用者数	4人	令和元年度の実績の 1.30倍以上
目標年度における就労移行支援事業の利用者数	6人 (1.50倍)	
令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者数	1人	令和元年度の実績の 1.26倍以上
目標年度における就労継続支援A型事業の利用者数	4人 (4.00倍)	
令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者数	69人	令和元年度の実績の 1.23倍以上
目標年度における就労継続支援B型事業の利用者数	85人 (1.23倍)	
目標年度における一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	2人 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する 令和5年度における就労移行支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする
目標年度における就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	70%	

(5) 相談支援体制の充実・強化等（新規） ★		
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（アドバイザー派遣等）	2件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援（専門部会等による会議）	4件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施（専門部会等による共有会議）	3回	
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）		
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	2人	都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	
実施回数（山元町障害者地域協議会等による共有）	1回	

第2期障害児福祉計画		
事項	本町の目標	国の指針
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村または各圏域に1箇所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	各市町村において利用できる体制を構築
(2) 重症心身障害児を支援する発達支援事業所等の確保		
重症心身障害児を支援する発達支援事業所等の確保	1箇所	各市町村または各圏域に1箇所以上確保
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	各市町村または各圏域に協議の場を設置
コーディネーターの配置	1人	各市町村または各圏域に医療的ケア児等コーディネーターを配置



5 障害福祉サービスについて（サービス内容・見込量）

第5期障害福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和3年度から令和5年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。

1 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【今期の見込み(1月当たり)】

訪問系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	19	275	19	291	19	291

2

日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間(2年以内)就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。 (A型:雇用あり、B型:雇用なし)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ:福祉型・医療型)	自宅で障害のある人を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や、排せつ、食事の介護等を行います。 (福祉型:障害者支援施設等で実施、医療型:病院等で実施)

【今期の見込み(1月当たり)】

日中活動系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	28	498	29	531	30	562
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	19	2	19	2	19
就労移行支援	4	43	5	53	6	64
就労継続支援(A型)	4	56	4	56	4	56
就労継続支援(B型)	74	1,207	77	1,256	85	1,385
就労定着支援	2	-	2	-	2	-
療養介護	9	-	9	-	9	-
短期入所(福祉型)	22	127	24	141	24	141
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0	0

3

居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。

【今期の見込み(1月当たり)】

居住系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
共同生活援助	21	21	21
施設入所支援	17	17	17
自立生活援助	1	1	1

4

相談支援サービス

サービス名	内容
計画相談支援	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、計画的な支援等の必要な相談を指定相談支援事業所において提供します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院中の障害のある人に、入院中から、住居の確保や新生活の準備を支援します。
地域定着支援	地域生活を送る障害のある人に、常時の連絡サポート体制で支援します。

【今期の見込み(1月当たり)】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
計画相談支援	38	40	42
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

5

地域生活支援事業について

必須事業	
サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去及び共生社会実現のため、障害のある人への理解を深める研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより「心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現」を図ります。
相談支援事業	障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。 障害のある人の財産管理等、利用することが有用であると認められる場合、随時受付を行います。成年後見人制度の理解と活用を進めるための普及啓発を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。在宅の障害のある人の日常生活の便宜を図るため、継続利用者はもとより、新規申請者への確に給付できるよう努めていきます。利用者のニーズや最新の日常生活用具の情報を把握し、種目・品目を見直すなど、実情に合った用具を給付し、障害のある人の日常生活を支援します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の福祉の増進を図ります。手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した者を養成していきます。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の際の移動支援を行います。日常生活上で必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から、より一層の周知活動を行い利用の促進を図っていきます。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター「やすらぎ」において、在宅の障害のある人に対し、日常生活の支援、相談、創作活動、地域交流等を行うとともに、相談支援の窓口を備え、さらに併設する「共同作業所」（工房地球村）と連携することにより、障害の特性に合わせた活動の場の拡大や、活動内容の充実等の働きかけを行うなど、本町における障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための活動拠点として機能を果たしています。地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域における生活支援を促進します。

【今期の見込み】 ※なお、一部事業については事業の性質上、見込量を設定せず随時調整。

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援：相談件数（件/年）		405	438	470
相談支援：相談支援事業所（箇所）		1	1	1
意思疎通支援事業（件/年）		10	10	10
事業 日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具（件/年）	1	1	1
	自立生活支援用具（件/年）	1	1	1
	在宅療養等支援用具（件/年）	9	9	9
	情報・意思疎通支援用具（件/年）	2	2	2
	排泄管理支援用具（件/年）	64	66	68
	居宅生活動作補助用具（件/年）	1	1	1
移動支援事業（人/月）		6	6	6

任意事業	
サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	看護師等または介護職員が、重度の身体障害を有する人に対し、居宅においての入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図ります。利用希望者が必要なときに利用できるように体制の充実を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息が得られるように支援します。利用希望者が必要なときに利用できるように体制の充実を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	障害のある人が就労や社会活動に参加するために、自動車を運転しようとするときに必要な運転免許を取得するための費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会活動に参加できるよう、自動車の改造に要した経費の一部を助成します。

【今期の見込み】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業（人/月）	3	3	3
日中一時支援事業（人/月）	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業（件/年）	1	1	1
自動車改造助成事業（件/年）	1	1	1

6 障害児へのサービスについて（サービス内容・見込量）

第1期障害児福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和3年度から令和5年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行い、障害のある児童とその家族を支援します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育との相乗効果により、障害のある児童の自立促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童福祉法に基づく、障害児通所支援の一つであり、上肢、下肢または体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が困難な障害のある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【今期の見込み(1月当たり)】

障害児支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	21	2	28	2	29
放課後等デイサービス	10	106	10	106	10	106
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	2	-	2	-	2	-

7 計画の推進体制・進行管理

計画の推進体制

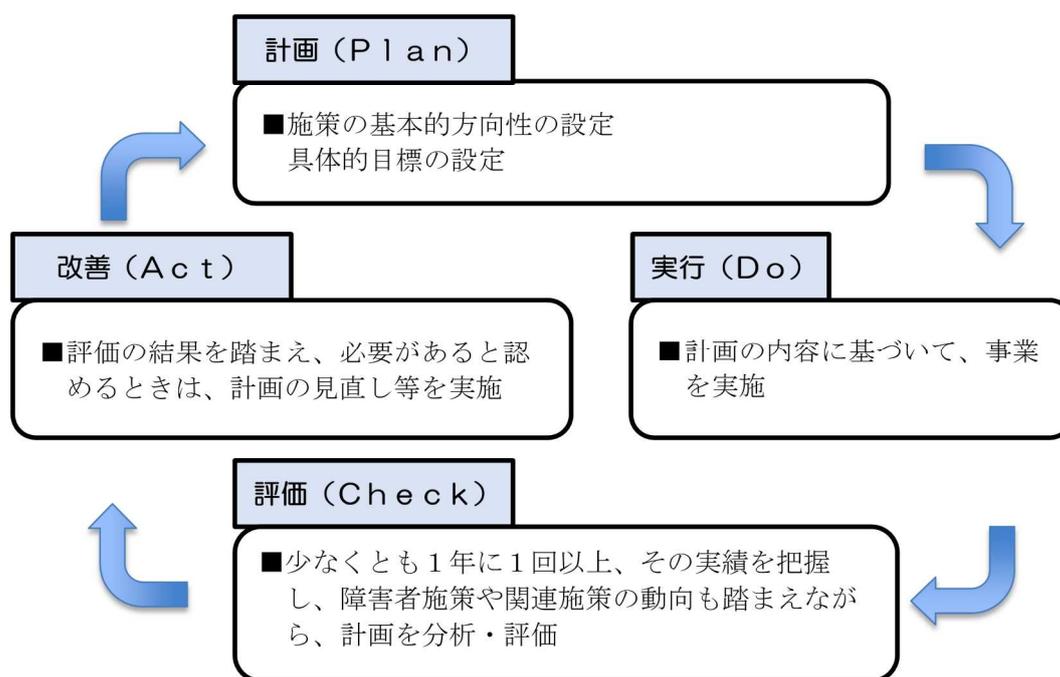
本計画の推進にあたっては、障害のある人と家族、障害者団体、サービス提供事業者等、関係機関との連携のもと、総合的・一体的に進めます。

また、地域の障害福祉に関するシステムの構築に関して中核的な役割を果たす「山元町障害者地域協議会」の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進します。

計画の進行管理

本計画の実施状況については、サービス提供事業者等、関係機関の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査・把握し、PDCAサイクルを活用しながら、数値目標などについて、点検を行い、必要であれば、現況に即した目標値の再設定等を行います。

また、「山元町障害者地域協議会」を核に、当事者である障害のある人、障害者関連団体、相談支援事業所等からの意見及びニーズを踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について、具体的な検討・提案を行います。



山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行年月日: 令和3年3月

編集: 山元町 保健福祉課 福祉班

〒989-2292 亘理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

TEL: 0223-37-1113 FAX: 0223-37-4144

